

行政制度調整表

専門部会		基本項目	分類	6	農業委員会委員の定数及び任期
分科会			調整項目	1	農業委員会委員の定数及び任期の取扱

中条町担当	農業委員会			
黒川村担当	農業委員会			

記載事項	現況		調整方針	備考																																																																					
	中条町	黒川村																																																																							
1. 面積、農家数及び委員数、任期等の比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域面積</td> <td>8,458 ha</td> <td>18,060 ha</td> <td>26,518 ha</td> </tr> <tr> <td>耕地面積</td> <td>3,622 ha</td> <td>1,190 ha</td> <td>4,812 ha</td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td>1,672 戸</td> <td>635 戸</td> <td>2,307 戸</td> </tr> <tr> <td>選挙人の数</td> <td>4,759 人</td> <td>1,405 人</td> <td>6,164 人</td> </tr> <tr> <td>選挙区数</td> <td>1 区</td> <td>1 区</td> <td>2 区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙委員</td> <td>定数</td> <td>16 人</td> <td>12 人</td> <td>28 人</td> </tr> <tr> <td>現在数</td> <td>16 人</td> <td>12 人</td> <td>28 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">選任委員</td> <td>議会</td> <td>3 人</td> <td>2 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>農済</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21 人</td> <td>16 人</td> <td>37 人</td> </tr> <tr> <td>委員任期</td> <td>平成17年7月19日</td> <td>平成17年7月19日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	中条町	黒川村	計	区域面積	8,458 ha	18,060 ha	26,518 ha	耕地面積	3,622 ha	1,190 ha	4,812 ha	農家数	1,672 戸	635 戸	2,307 戸	選挙人の数	4,759 人	1,405 人	6,164 人	選挙区数	1 区	1 区	2 区	選挙委員	定数	16 人	12 人	28 人	現在数	16 人	12 人	28 人	選任委員	議会	3 人	2 人	5 人	農協	1 人	1 人	2 人	農済	1 人	1 人	2 人	計	21 人	16 人	37 人	委員任期	平成17年7月19日	平成17年7月19日			<p>中条町・黒川村の選挙人の数の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙人の数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>4,759 人</td> <td>77.2%</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1,405 人</td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,164 人</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>			選挙人の数	割合	中条町	4,759 人	77.2%	黒川村	1,405 人	22.8%	計	6,164 人	100.0%	<p>新市に1つの農業委員会を設置する。</p> <p>(1)選挙による委員の定数は20人とする。</p> <p>(2)両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。</p> <p>(3)新市における第1回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、旧町村を区域とする2つの選挙区を設ける。各選挙区の選挙による委員の定数は、中条町15人、黒川村5人とする。</p>	
	区分	中条町	黒川村	計																																																																					
	区域面積	8,458 ha	18,060 ha	26,518 ha																																																																					
	耕地面積	3,622 ha	1,190 ha	4,812 ha																																																																					
	農家数	1,672 戸	635 戸	2,307 戸																																																																					
	選挙人の数	4,759 人	1,405 人	6,164 人																																																																					
	選挙区数	1 区	1 区	2 区																																																																					
	選挙委員	定数	16 人	12 人	28 人																																																																				
		現在数	16 人	12 人	28 人																																																																				
	選任委員	議会	3 人	2 人	5 人																																																																				
農協		1 人	1 人	2 人																																																																					
農済		1 人	1 人	2 人																																																																					
計		21 人	16 人	37 人																																																																					
委員任期	平成17年7月19日	平成17年7月19日																																																																							
	選挙人の数	割合																																																																							
中条町	4,759 人	77.2%																																																																							
黒川村	1,405 人	22.8%																																																																							
計	6,164 人	100.0%																																																																							
関係法令	<p>委員の定数</p> <p>農業委員会等に関する法律 第7条第1項、第2項（選挙による委員） 第12条（選任による委員）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 第6条第8項（定数に関する特例） 第8条第1項、第2項、 第3項、第4項（委員の任期等に関する特例）</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令 第2条の2（選挙による委員の定数の基準）</p> <p>中条町農業委員会の委員定数条例</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>黒川村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例</p>	<p>財政への影響額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計				<p>単位：千円</p> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>																																																					
	予算額	調整後見込額		影響額（増減）																																																																					
中条町																																																																									
黒川村																																																																									
計																																																																									
	<p>委員の任期</p> <p>農業委員会等に関する法律 第15条第1項、第4項（委員の任期）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 第6条第8項（定数に関する特例） 第8条第1項、第2項、 第3項、第4項（委員の任期等に関する特例）</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>																																																																							

耕地面積・農家数は、H12 農林業センサス数値
選挙人の数は、平成16年1月1日現在の値

(資料)

項目	内容								
1 .農業委員会に関する基本的事項	<p>(1) 農業委員会の性格</p> <p>ア 農業委員会は、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、市町村に設置しなければならない委員会の一つ。</p> <p>イ 公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた委員を中心に構成される合議体の行政委員会であって、その所掌事務の執行については、市町村長の指揮、監督を受けない。</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>農地法、土地改良法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項、農業及び農村に関する振興計画の実施及び実施の推進に関する事項等をその所掌事務としている。</p> <p>[主な業務内容]</p> <ul style="list-style-type: none">・農地の所有権移転、転用許可案件の審議・田畑売買価格、農作業料金、小作料などの調査設定・農用地の利用関係の調整、農用地利用集積計画の決定・遊休農地の有効利用の指導 <p style="text-align: center;">など</p> <p>(3) 農業委員会の数</p> <p>1 市町村に 1 つの農業委員会が原則</p> <p>市町村に複数の農業委員会を置くことができる場合</p> <p>区域が著しく大きい市町村(アの場合)又は区域内の農地面積が著しく大きい市町村(イの場合)は、当該市町村の区域を 2 つ以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる(農業委員会等に関する法律(以下「農委法」という)第 3 条第 2 項 農委法施行令第 1 条の 3)。</p> <p>ア 市町村の面積が、24,000ha を超える場合</p> <p>イ 市町村の農地面積が、7,000ha を超える場合</p> <p>(4) 農業委員会委員の構成</p> <p><u>選挙による委員(選挙委員)</u>と<u>選任による委員(選任委員)</u>によって構成。</p> <p><u>選挙による委員</u></p> <p>ア 定数(農委法第 7 条)</p> <p style="text-align: center;"><u>政令で定める基準に従い</u>、10 人から 40 人までの間で条例で定める。</p> <p>[政令で定める基準(農委法施行令第 2 条の 2)]</p> <table border="1" data-bbox="432 1827 1410 2018"><thead><tr><th>区分</th><th>定数の基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 農地面積 1,300ha 以下又は基準農業者数が 1,100 以下</td><td>20 人以下</td></tr><tr><td>2 1 及び 3 以外</td><td>30 人以下</td></tr><tr><td>3 農地面積 5,000ha 超、かつ基準農業者数 6,000 超</td><td>40 人以下</td></tr></tbody></table> <p>基準農業者数とは、農家世帯数と農業生産法人の合計数をいう。</p>	区分	定数の基準	1 農地面積 1,300ha 以下又は基準農業者数が 1,100 以下	20 人以下	2 1 及び 3 以外	30 人以下	3 農地面積 5,000ha 超、かつ基準農業者数 6,000 超	40 人以下
区分	定数の基準								
1 農地面積 1,300ha 以下又は基準農業者数が 1,100 以下	20 人以下								
2 1 及び 3 以外	30 人以下								
3 農地面積 5,000ha 超、かつ基準農業者数 6,000 超	40 人以下								

項目	内容																					
<p>2 .新設合併の場合の取扱い</p> <p>3 .市町村合併に伴う特例措置</p>	<p>イ 2つ以上の選挙区を設置できる場合（農委法第10条の2） 特に必要なと認められる場合は、<u>政令で定める基準に従い</u>、条例で選挙区を設けることができる。</p> <p>[政令で定める基準] すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上となる場合（農委法施行令第5条） 各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、<u>おおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならない</u>(農委法第10条の2第3項)。</p> <p>選挙人の比例定数（参考）</p> <table border="1" data-bbox="408 618 1398 819"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">法定選挙 委員定数</th> <th colspan="4">選挙委員の数</th> </tr> <tr> <th>24人の場合</th> <th>22人の場合</th> <th>21人の場合</th> <th>20人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td rowspan="2">30人以内</td> <td>18人</td> <td>17人</td> <td>16人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>6人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>選挙人の数の割合...中条町 77.2% (4,759人) 黒川村 22.8% (1,405人) [H16.1.1 現在]</p> <p><u>選任委員の数（農委法第12条）</u></p> <p>ア 農業協同組合、農業共済組合から組合ごとに推薦された理事：各1人 イ 議会が推薦する学識経験者：5人以内</p> <p>(5) 農業委員会委員の任期（農委法第15条） 選挙による委員：3年 選任による委員（農業協同組合及び農業共済組合推薦の理事並びに議会推薦の学識経験者の委員）：選任の日から選挙による委員の任期の末日まで</p> <p>原則として、消滅する合併関係市町村の農業委員会委員（選挙委員及び選任委員）は、すべて失職する。委員は新たに選出する。</p> <p>ア 選挙による委員：農業委員会設置の日(市町村設置の日と同日)から50日以内に一般選挙を行う。 イ 選任による委員：合併後、速やかに市長が選任する。</p> <p>市町村合併に伴う農業委員会の設置等については、合併特例法における特例措置と農委法における特例措置とがある。</p> <p>合併特例を適用しない場合は、原則に戻り、農業委員会の設置の日、つまり合併の日から50日以内に、一般選挙を行うことになるが、この間においては、農業委員会の委員は一人もいないため、農地法処理関係の事務ができなくなる。さらに農業委員会の事務局職員についても、農業委員会が任命することになっており、この期間中は、農業委員会職員も存在せず、農業委員会に属するいかなる事務も公式には行うことができなくなる。このように農業委員会等に関する法律で</p>		法定選挙 委員定数	選挙委員の数				24人の場合	22人の場合	21人の場合	20人の場合	中条町	30人以内	18人	17人	16人	15人	黒川村	6人	5人	5人	5人
	法定選挙 委員定数			選挙委員の数																		
		24人の場合	22人の場合	21人の場合	20人の場合																	
中条町	30人以内	18人	17人	16人	15人																	
黒川村		6人	5人	5人	5人																	

項目	内容
<p>合併特例法に基づく特例措置 (合併特例法第8条)</p>	<p>は、農業委員会の新設により農業委員会の会長、委員、事務局職員又はそれらの代行ができる者が不在となり、事務処理が行えない期間が生じることになる。</p> <p>(1) 合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合 合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができる。</p> <p>【新設合併の場合】 ・人数：<u>10人以上80人以内</u> ・期間：<u>市町村の合併の日から1年を超えない範囲</u></p> <p>(2) 合併市町村の区域を2以上に分けて農業委員会を置く場合 農委法第3条第2項の規定に基づいて合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合は、同法第34条の適用がある場合を除いて、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができる。</p> <p>この場合、新設合併と編入合併は同様に扱われる。</p> <p>・人数：<u>当該各区域の農業委員会ごとに、10人以上80人以内</u> ・期間：<u>当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併の日から1年を超えない範囲</u></p> <p>1 特例の対象となる選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の<u>互選により</u>在任する者を定める。</p> <p>2 合併特例法に基づく特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない(合併特例法第8条第4項において準用する法第6条第8項)。</p>
<p>農委法に基づく特例措置 (農委法第34条)</p>	<p>市町村の合併が行われ、合併関係市町村に設置されていた農業委員会を、<u>区域をそのままに合併市町村のそれぞれの農業委員会の区域とする場合</u>、例えば、中条町と黒川村が合併して新市になり、新市に旧中条町を区域にする農業委員会と旧黒川村を区域にする農業委員会の2つの農業委員会を置くときは、従前の2つの農業委員会は、そのまま存続し、委員の身分には変動がないものとされる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙委員の残任期間となる。</p>
<p>4.市町村合併に伴う農業委員会の統合手続き</p>	<p>新設合併に伴う農業委員会の設置等については、次の事項によって、その事務手続きが異なる。</p> <p><u>合併後に2つ以上の農業委員会を設置するかどうか</u> (この場合において合併前後で農業委員会の区域に変更があるかどうか) <u>合併特例法の規定を適用するかどうか</u></p>

項目	内容			
【新設合併の場合】				
合併の形態	農業委員会の数	区域の変更の有無	合併特例法	ケース
新 設	一つ	/	なし	A
			適用	B
	二つ以上	あり	なし	C
			適用	D
		なし	(農委法 34 条)	E
新設合併で一つの農業委員会を設置する場合				
原則（ケースA）				
<p>合併関係市町村の農業委員会の委員は、選挙委員及び選任委員ともに全て身分を失い、農業委員会の設置の日（市町村の設置の日と同日）から 50 日以内に一般選挙を行うことになる（公職選挙法第 33 条第 3 項）。したがって、任期が 3 年を超えることはない。</p>				
（ 2 ） 合併特例法の適用（ケースB）				
<p>合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員に限り、また、合併関係市町村の協議により、10 人以上 80 人以下の範囲で定めた数の者に限り、合併日から 1 年以内で定めた日まで、引き続き新設市町村の農業委員会の選挙委員として在任することができる。したがって、選挙委員によっては、旧市町村の最後の任期と延長される任期を合わせると任期が 3 年を超える場合が生じる。なお、この特例法適用期間を経過した後は、一般原則に戻り、一般選挙が行われることになる。</p>				
新設合併で二つ以上の農業委員会を設置する場合				
（ 3 ） 従前の区域に変更がある場合：原則（ケースC）				
<p>原則（ケースA）と同様に、合併関係市町村の農業委員会の委員は、選挙委員及び選任委員とも全て身分を失い、農業委員会の設置の日（市町村の設置の日と同日）から 50 日以内に一般選挙を行うことになる。</p>				
（ 4 ） 従前の区域に変更がある場合：合併特例法の適用（ケースD）				
<p>ケースBと同様に、合併協議会で合併日から 1 年以内で定めた日まで選挙委員に限り、引き続き委員として在任できる。</p>				
<p>残任する選挙委員の人数など特例の適用については、各農業委員会ごとに適用され、旧選挙委員は、住所地により各農業委員会に振り分けられる。</p>				
（ 5 ） 従前の区域に変更がない場合（ケースE）				
<p>この場合は、農委法第 34 条の特例が適用され、従前の区域と変わらない農業委員会の委員は、選挙委員及び選任委員並びに事務局職員ともに何の手続きも必要なく引き続き在任する。</p>				
<p>1 この場合は、合併特例法の適用については考慮する必要はない。</p>				
<p>2 委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙委員の残任期間となる。</p>				

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い(新設合併の場合)

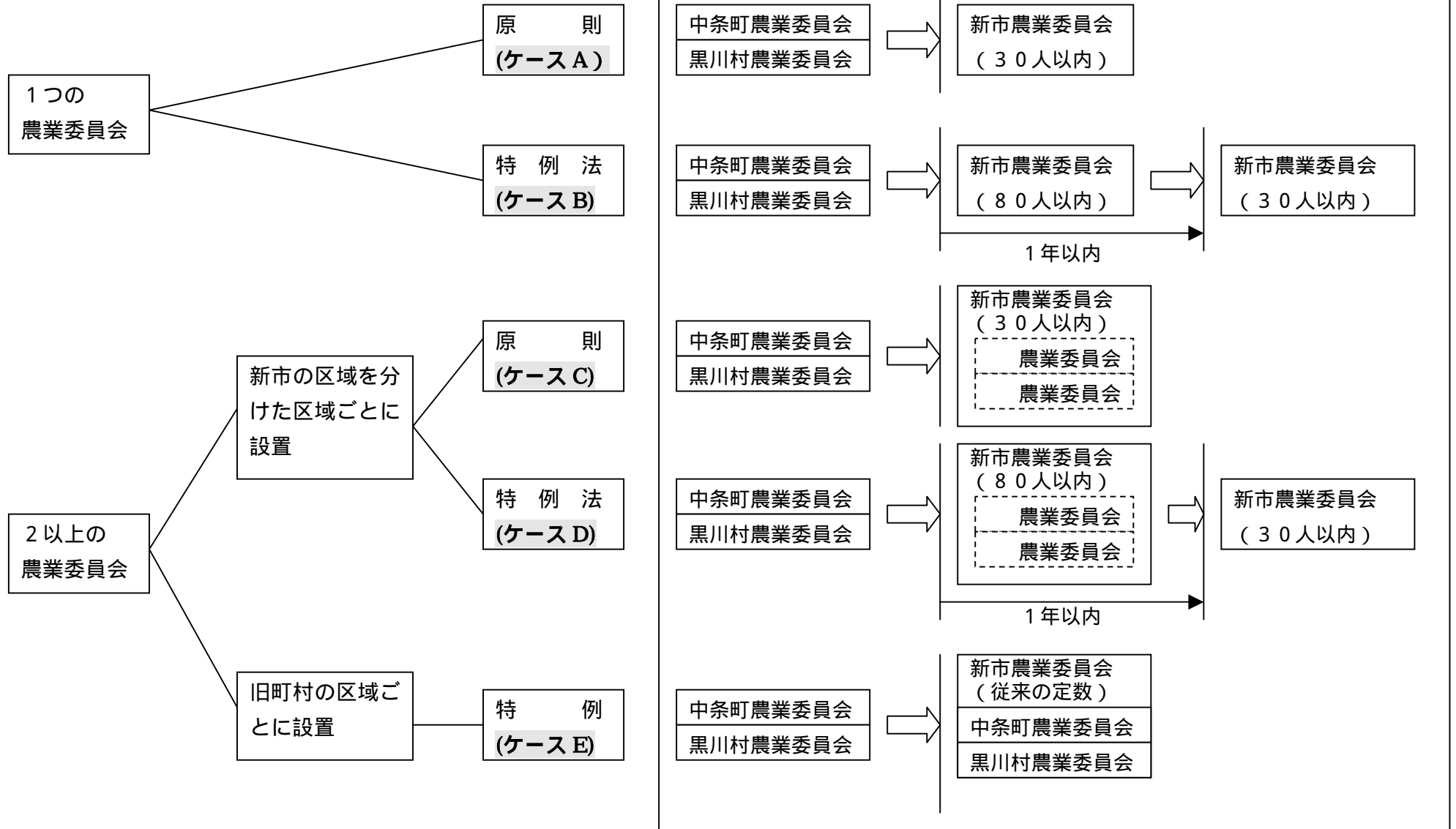
区 分	特 例	委 員	選任方法等	定 数	任 期	根拠法令
新市に1つの農業委員会を置く場合 (旧町村の農業委員会は消滅する。)	原則 (ケースA)	選挙による委員	全員失職し、新市設置の日から50日以内に選挙を行う。	政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で定める。 (新市の場合定数の基準により30人以内)	3年 一般選挙の日から起算する。	自治法第180条の5第3項(設置)農委法第3条第1項(設置)第7条第1項(定数)第15条第1項(任期)
		選任による委員	全員失職し、合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人。 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)第15条第4項(任期)
	合併特例法 (ケースB)	選挙による委員	旧町村の委員が引続き在任する。	2町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める。	合併特例法第8条第1項、第2項
		選任による委員 (特例なし)	全員失職し、合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人。 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)第15条第4項(任期)
新市の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合 (市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合) (旧町村の農業委員会は消滅する。)	原則 (ケースC)	選挙による委員	全員失職し、新市設置の日から50日以内に選挙を行う。	政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で定める。 (新市の場合定数の基準により30人以内)	3年 一般選挙の日から起算する。	自治法第180条の5第3項(設置)農委法第3条第2項(設置)第7条第1項(定数)第15条第1項(任期)
		選任による委員	全員失職し、合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人。 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)第15条第4項(任期)
	合併特例法 (ケースD)	選挙による委員	旧町村の委員が引続き在任する。	2町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める。	合併特例法第8条第3項
		選任による委員 (特例なし)	全員失職し、合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人。 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)第15条第4項(任期)
旧町村の区域で2つの農業委員会を置く場合 (市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合) (旧町村の農業委員会はそのまま存続する。)	農委法 (ケースE)	選挙による委員	旧町村の委員が引続き在任する。	従来 of 定数	従来 of 任期	農委法第34条第1項
		選任による委員	旧町村の委員が引続き在任する。	従来 of 定数	従来 of 任期	農委法第34条第1項

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い(体系図)

農業委員会の数

選挙委員の定数・任期

合併期日



参考 先進地事例：農業委員会委員の任期及び定数の取り扱い

協議会名	関係市町村	合併方式	調整内容
村上市岩船郡6市町村	村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町・粟島浦村	新設	<p>1．在任特例を適用し、6市町村の選挙による委員のうち、互選により30人が在任する。</p> <p>2．在任期間は、平成17年7月に予定される全国農業委員会委員統一選挙時までとする。</p> <p>3．選挙時には、選挙区を設ける。</p>
北蒲原郡南部郷	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	新設	<p>1つの農業委員会を設置し、定数を定め、在任特例を適用する。</p> <p>1．旧町村の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併後、平成16年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>2．選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>3．選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域を分けて、旧町村を区域とする4つの選挙区を設けるものとする。</p>
三島郡3か町村	与板町・和島村・出雲崎町	新設	<p>新町に1つの農業委員会を設置する。</p> <p>1．合併特例法第8条第1項の規定を適用し、農業委員会等に関する法律第7条に規定する旧町村の選挙による委員は、合併後1年を超えない範囲内で引き続き在任する。</p> <p>2．合併特例法第8条第1項の規定適用後の選挙による委員の定数は、30人以下とする。</p> <p>3．農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員は合併時に失職し、合併後速やかに選任するものとする。合併後の選任による委員は、農業協同組合、農業共済組合から各1人とし、新町の議会が推薦する学識経験委員3人の5人とする。</p> <p>4．合併特例法第8条第1項の規定適用後の選挙による委員の選挙は、新町の農業委員会の区域を分けて、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>5．農業委員会等に関する法律第7条に規定する旧町村の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の選挙による委員として在任する。</p> <p>6．合併特例法第8条第1項の規定適用後の選挙による委員の定数は、23人とする。</p> <p>上記1の在任期間及び2の定数については、今後調整協議を行っていくものとする。</p>
北魚沼6か町村	堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村	新設	<p>(1) 新市における農業委員会の委員の定数 農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）第7条に規定する選挙による委員は、30人とし、条例で定める。また、同法第12条の規定による委員は、3農業協同組合、農業共済組合から各1人とし、新市の議会が推せんする学識経験委員5人を加え、39人とする。</p> <p>(2) 農業委員会の委員の特例の取扱い 農委法第34条第1項（廃置分合による特例）の規定に基づき、新市に6つの委員会を置き、任期満了の平成17年7月19日まで引き続き在任する。ただし、広神村農業委員会については、同法第3条第4項の規定に基づき同日廃止する。</p> <p>(3) 選挙区 農委法第10条の2の規定による選挙区は設けない。</p>
六日町・大和町	六日町・大和町	新設	<p>農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）第7条に基づく、新市における農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>新市に1つの農業委員会を置き、六日町及び大和町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に基づく在任特例を適用し、合併の日から平成17年7月19日まで在任するものとする。</p> <p>農委法第10条の2第2項の規定に基づき六日町及び大和町を区域とする選挙区を設ける。</p> <p>各選挙区の定数は、条例で定める。</p>

協議会名	関係市町村	合併方式	調整内容
糸魚川市・能生町・青海町	糸魚川市・能生町・青海町	新設	<p>新市に1つの農業委員会を置く。新市の選挙による委員の定数は25人、選任による委員の定数は5人（議会推薦3人、農協推薦1人、共済推薦1人）とする。ただし、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
佐渡市町村	両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊町	新設	<p>合併時は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、現行の9の農業委員会とする。 平成17年7月20日以降は、同法第3条の規定による1の農業委員会とする。 1の農業委員会とする場合は、選挙による委員数は40人とし、現委員会の区域ごとに選挙区を設ける。</p>
十日町広域圏	十日町市・川西町・中里村・松代町・松之山町	新設	<p>新市においては一つの農業委員会とする。 合併特例法の選挙委員在任特例により、合併後1年以内の在任をすることとする。 その後の選挙においては、選挙委員総数40人とし、5市町村ごとの選挙区及び十日町市の複数選挙区を残し、十日町市13、川西町9、中里村7、松代町6、松之山町5人とする。 新市移行時、新たに選任委員を選任する。 農委法12条の規定により、1号委員は「農業協同組合」及び「農業共済組合」の推薦による各々1人とする。 2号委員は5人とし、5市町村から議会の推薦による「学識経験を有する者」各々1人とする。</p>

関係法令等

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 180 条の 5（委員会及び委員の設置）

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1. 農業委員会
2. 固定資産評価審査委員会

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 88 号）

第 3 条（設置）

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
（第 5 項・第 6 項省略）

第 7 条（選挙による委員）

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第 10 条の 2（選挙の単位）

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

第 11 条（公職選挙法の準用）

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）（省略）第 33 条（一般選挙の期日）（省略）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

（省略）	（省略）	（省略）
第 33 条第 3 項	地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日	当該農業委員会の設置の日
（省略）	（省略）	（省略）

公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）

第 33 条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 7 条（市町村の廃置分合及び境界変更）

市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（中略）

6 第 1 項の規定による届出を受理したとき、又は第 3 項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第 12 条（選任による委員）

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各 1 人
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

第 15 条（委員の任期）

選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

（中略）

4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

（第 5 項省略）

第 34 条（境界の変更の場合の特例）

市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 3 月 29 日法律第 6 号）

第 6 条（議会の議員の定数に関する特例）

8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第 8 条（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員

として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに認証された合併市町村とみなす。
- 4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年 3 月 31 日政令第 78 号）

第 1 条の 3（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 24,000 ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7,000 ヘクタールを超える市町村とする。

第 2 条の 2（選挙による委員の定数の基準）

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10 アール（北海道にあつては、30 アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

第 5 条（選挙区の基準）

法第 10 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ha 以上となるか、又は基準農業者数が 600 以上となるようにしなければならない。